平成２４年（フ）第１８０号
釧路市芦野２丁目21番13号　サンライズ山形屋Ⅱ201号室、開始決定時の住所釧路市桜ケ岡６丁目９番８号
破産者　木村　　司
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１８５号
釧路市大町６丁目３番４号
破産者　栗山　幸三
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２１７号
北海道釧路郡釧路町北都２丁目15番地13　長沢マンション103号室
破産者　眞野　吉春
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第５２号
青森県三戸郡南部町大字鳥谷字鳥谷68番地１
破産者　神山　一男
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第２４１号
盛岡市北夕顔瀬町２番36号　36ハイツ203号
破産者　佐藤　健一
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第７０号
宮城県石巻市開成１番地41　仮設開成第四団地３－１号、住民票上の住所宮城県石巻市雄勝町雄勝字船戸神明10番地14
破産者　伊藤　律子
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第８０号
山形県天童市南町３丁目18番４－415号　県営天童南部アパート４号、開始決定時の住所山形県天童市中里３丁目７番28号
破産者　金木　　稔
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８６号
山形市南四番町６番４号　庄栄荘207号、前住所山形県寒河江市大字寒河江字鶴田36番地
破産者　小西　輝雄
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４７号
山形市大字吉野宿88番地
破産者　鈴木　一志
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６０号
山形県南陽市宮内3137番地の２
破産者　山口　　賢
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第２５８号
金沢市寺町２丁目１番１号　寺町パリエ1103号、従前の住所金沢市太陽が丘３丁目160番地
破産者　山田商会こと　山田　昭彦
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３８３号
金沢市保古２丁目61番地　米光ビル201、従前の住所金沢市玉鉾２丁目293番地
破産者　徳山　　興
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第６２号
石川県能美市大長野町ト52番地16
破産者　松村　匡智
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第５１号
兵庫県丹波市市島町下竹田1133番地１
破産者　吉田　眞三
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第２４２号
和歌山市西庄785番地の37、開始決定時の住所和歌山市木ノ本910番地の19
破産者　南　　純和
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２４７号
和歌山市三葛1105番地の９
破産者　宇藤電設こと　宇藤　宏一
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３６５号
和歌山県岩出市中島257番地の４　Ⅲ－203号、開始決定時の住所和歌山県岩出市安上324番地の６
破産者　吉田　哲也
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３７１号
和歌山市有本155番地の１　ダイトウハイツ12号
破産者　山本　忠一
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３８３号
和歌山県紀の川市打田1077番地10
破産者　マルセこと　妹野　義明
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係